

処方・調剤・保険請求の Q&A

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家が答えいたします。

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は53頁にあり
ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

日本薬剤師会

Q 処方医への疑義照会の結果、処方せんの記
載内容に変更が生じた場合には、処方医か
ら訂正印をもらわないといけないのでしょうか。もし、訂正印が不要であるならば、その根拠はどこにあるのでしょうか。 (匿名希望)

A 薬剤師が処方医へ疑義照会を行った場合は、処方せん、調剤録、薬歴に、照会内容およびその回答結果を記入しなければなりません。後日、処方医から変更箇所について訂正印をもらう必要はありません。

薬剤師による処方医への疑義照会は、薬剤師法において規定されています。薬剤師は、処方医へ処方せんの内容について疑義照会を行った場合には、処方内容の変更の有無にかかわらず、照会内容と回答内容を、処方せん(「備考」欄または「処方」欄)および調剤録に記入することが義務付けられています(表1)。さらに、調剤報酬点数の薬剤服用歴管理料を算定する際には、患者ごとに作成された薬剤服用歴の記録(薬歴)にも、その要点を記載することが求められます(表2)。

疑義照会に当たり薬剤師に求められている規定としては、前述の薬剤師法と調剤報酬点数表に関するものしか見当たりません。すなわち、処方せんの記載内容に変更が生じた場合の訂正印の必要性については、法律上、どこにも明記されていません。そもそも「訂正印の必要性はどこにも規定されていない」というのが根拠であるとも言えるでしょう。

過去、日本薬剤師会では、疑義照会に伴う変更後の

トラブルを防止するという意味で、変更部分について「後日、処方医から訂正印をもらうことが望ましい」と説明してきました。しかし、その後、医薬分業が定着し、その必要性がなくなってきたことから、数年前からはそのような説明は行わず、疑義照会の内容をきちんと記録することを呼びかけています。

表1 疑義照会について(法令関係)

薬剤師法

(処方せんによる調剤)

第23条 <略>

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑義)

第24条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

(処方せんへの記入等)

第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によって、当該処方せんが調剤済みとならなかったときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

(調剤録)

第28条 <略>

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなったときは、この限りでない。

3 <略>



薬剤師法施行規則

(処方せんの記入事項)

第15条 法第26条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 1 <略>
- 2 法第23条第2項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 3 法第24条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確かめた場合には、その回答の内容

(調剤録の記入事項)

第16条 法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 1~8 <略>
- 9 前条第2号及び第3号に掲げる事項

表2 疑義照会について(点数関係)

調剤報酬点数表

<薬学管理料>

区分10 薬剤服用歴管理料

(3) 薬剤服用歴管理料を算定する場合は、薬剤服用歴の記録に、次の事項等を記載する。

- ア~イ <略>
- ウ 調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
- エ~ス <略>

Q 処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医のサインはありませんでしたが、患者が先発医薬品から後発医薬品への変更を希望したので、処方医へ連絡・確認を行い、後発医薬品に変更して調剤しました。このような場合、後日、処方医から「後発医薬品への変更可」欄にサインをもらわなくても構わないのでしょうか。 (匿名希望)

A 処方せんや調剤録などに、処方医へ連絡・確認した内容を記入しなければなりません。後日、処方医から、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に署名または記名・押印(サイン)をもらう必要はありません。

先発医薬品から後発医薬品への変更については、あらかじめ医師が処方せんの「後発医薬品への変更可」欄にサインすることで、保険薬局での調剤の際に可能となりますが、必ずしもすべての処方せんにサインがあるわけではありません。そのため、保険薬局では、患者から「後発医薬品へ変更してほしい」と求められることもあり、そのような場合には処方医へ連絡し、後発医薬品へ変更することについて確認をとることになります。

これは、通常の疑義照会と同じことです。したがって、処方せん、調剤録、薬歴への記入は必要ですが、後日、処方医から「後発医薬品への変更可」欄に署名または記名・押印をもらうことは不要です。



Q 在宅患者訪問薬剤管理指導について質問があります。例えば、中心静脈栄養法の対象患者に輸液が28日分処方され、安定性の問題から7日分ずつ調剤して患家に届ける場合、どのように算定すればよいのでしょうか。（千葉県 匿名希望）

A 在宅患者訪問薬剤管理指導については、月の1回目であれば500点、月の2回目以降であれば300点を算定します。また、通常は月4回を限度に算定しますが、がん末期患者および中心静脈栄養法の

対象患者に限り、月8回（週2回）まで算定することが認められています。

なお、調剤技術料については、調剤基本料（42点または19点）は1回目しか算定できませんが、ご質問のケースは長期投薬（14日分を超える投薬）にかかる分割調剤であることから、2回目以降は5点を算定できます。また、調剤料（1剤のみの場合）については、1回目（1～7日分）は35点、2回目（8～14日分）は28点、3回目（15～21日分）は5点、4回目（22～28日分）は9点となります（表3）。

表3 28日分処方を7日分ずつ分割調剤した場合の調剤報酬点数

点数項目	初回 (1～7日分)	2回目 (8～14日分)	3回目 (15～21日分)	4回目 (22～28日分)
調剤基本料	42点/19点	5点	5点	5点
調剤料	35点	28点	5点	9点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	500点	300点	300点	300点

注：1剤のみを調剤したものと仮定。なお、便宜上、調剤加算や薬剤料などは考慮していない。

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがたいものがあることなど、皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいのか？ また、C錠を粉砕してよいのか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみを行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270